



保険医療課からのお知らせ

9月は 国民健康保険被保険者証の 更新時期

詳細

保険医療課国民健康保険係
市役所 1階④番窓口
(☎23-3331内線281・284~286)
大滝総合支所住民福祉課
(☎68-6111)

保険証の有効期限



市では、国民健康保険被保険者証（以下、「保険証」といいます。）の有効期間を1年として、毎年9月に保険証を更新しており、この度、来年9月30日まで有効の保険証を交付します。

※ただし、来年9月30日までに75歳に到達する方は誕生日の前日まで、また、退職者医療制度に該当している方で65歳に到達される方は誕生月の末日まで（月の初日が誕生日の場合はその前日まで）の有効期限となりますのでご注意ください。

保険証の交付方法



保険証の更新につきましては、簡易書留での郵送交付（受取時に捺印）で、不在の場合は、配達員が不在通知書を置いていきますので、郵便局へ連絡すると再配達されます。

ただし、郵便局での保管はおおむね7日間です。それ以降は市役所国民健康保険係で保管しており、ご連絡いただければ再郵送します。なお、市役所窓口での交付を希望される場合は本人または代理人を確認できるものが必要となります。

保険証の取り扱い



現在お持ちの保険証の有効期限は今年9月30日までとなっておりますので、それまでは大切に所持し、10月以降にハサミで切るなどして、各自でしっかりと処分してください。新しい保険証は10月から利用できます。紛失した場合には、悪用される危険性がありますので、十分ご注意ください。

マル学の手続き



大学や専門学校などへの修学を目的に他市町村へ異動される場合で、申請が必要になるのは、住民票を市から大学などがある市町村へ異動する場合のみとなります。

※在学証明書または学生証、印鑑、保険証を持参し、手続きをしてください。

被保険者の異動の届け出



世帯主や家族の方に異動（転入・転出、他の健康保険などへの加入・離脱など）があった場合は、必ず14日以内に届出をしてください。

その他



短期被保険者証、被保険者資格証明書に該当される方につきましては、別途更新のご案内をします。

ここに注目!



国民健康保険被保険者証



国民健康保険高齢受給者証（70～74歳）

下水道課からのお知らせ

下水道を知ってください

<平成22年度下水道推進標語>

下水道 水から聞こえる ありがとう

詳細

下水道課総務係
水道庁舎
(☎23-3331
内線411・413)



下水道事業への取り組み

市では、昭和49年度に下水道事業に着手し、昭和60年10月から供用を開始して以来、生活環境の改善と公共用水域の水質保全のため、面整備の促進を図ってきました。

また、大滝区につきましては、平成4年度より事業に着手、平成10年3月から供用を開始し、国道43号線沿いの集落ごとに整備を進め、昨年度末の下水道普及率は約81%、水洗化率は約85%となっております。

今後、下水道事業につきましては、市街化調整区域内の市街化区域に隣接する既存集落地区や黄金地区の整備を進めてまいります。

なお、下水道整備には、長い年月と多額の資金を必要とします。

このため皆さんにその資金の一部(下水道事業受益者負担金・分担金)を負担していただき、ご理解ご協力を得ながら整備を進めています。



きれいな水で
さわやかな暮らし

下水道が整備されますと、私たちが毎日使った水やし尿は、「汚水」として下水道管を経由し、終末処理場に集められ、きれいな水に処理されてから河川へ放流されます。

また、雨は「雨水」として雨水管に入り、すみやかに河川などに流さ



排水設備を早期に
設置しましょう！

れます。このため、汚水や雨水がたまり、蚊やハエなどの発生を防止、伝染病を予防し、大雨が降っても浸水がなく、清潔で快適な生活環境が確保されます。

さらに、下水道は、河川や海などをきれいにする水質保全の役割を担っており、水環境をよみがえらせる働きをしています。

下水道は、河川や海の水質を保全し、快適な生活環境を守るために重要な役割を果たしていますが、整備した下水道も利用していただかなければ、その効果をあげることができません。このため、下水道の供用開始された区域として告示されますと、排水設備は6カ月以内に、水洗トイレへの改造は3年以内に行うことが義務づけられています。

市では、1日も早く下水道を使っていただけよう、排水設備工事を行う方に、資金の貸し付けを行っています。下水道に接続するために必要な工事費、貸付制度などは次のとおりです。詳細は、市や施工業者にお問い合わせください。

- ① 標準的な工事費…50万円
- ② 工事の期間…3日程度
- ③ 貸付限度額…50万円
- ④ 工事・貸付申請…

市排水設備指定工事店



下水道は正しく
使いましょう

下水道は、家庭から排出される汚水を、そのまま流すことができる便利な施設ですが、なんでも流して良いというわけではありません。下水道は、自然や私たちの生活環境をよりよくするための公共の財産です。ルールを守り正しく使いましょう。

台所から生ごみや油を流さない
生ごみやてんぷら油などの廃油は、排水管のつまりの原因になりますので、適切に処理をしましょう。

ガソリンやシンナーなどを流さない
ガソリンやシンナーなど揮発性の高い危険物やその他の化学薬品は排水管を損傷する恐れがあり、また爆発を起こす危険性もありますので、絶対に流さないようにしましょう。

水洗トイレには溶ける紙を
水洗トイレには必ず水に溶けるトイレットペーパーを使用し、水に溶けないティッシュペーパーやビニールなどを流さないようにしましょう。

雨水は流せません
市の下水道は、汚水と雨水を別々の管で流す「分流式」を採用していますので、雨水を下水道の汚水まますに流さないようにしましょう。